

審査申立書



令和6年4月1日

〒630-8213

奈良県奈良市登大路町35（奈良地方裁判所庁舎内）

（電話）0742-88-2680

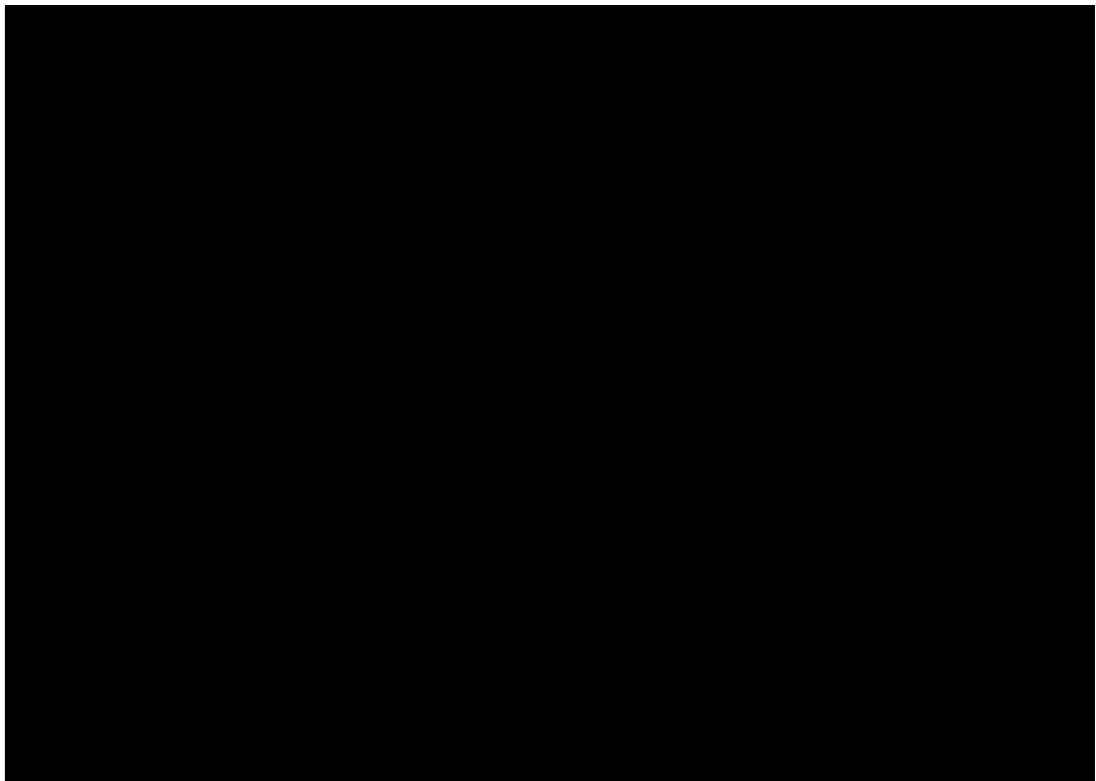
奈良検察審査会 御中

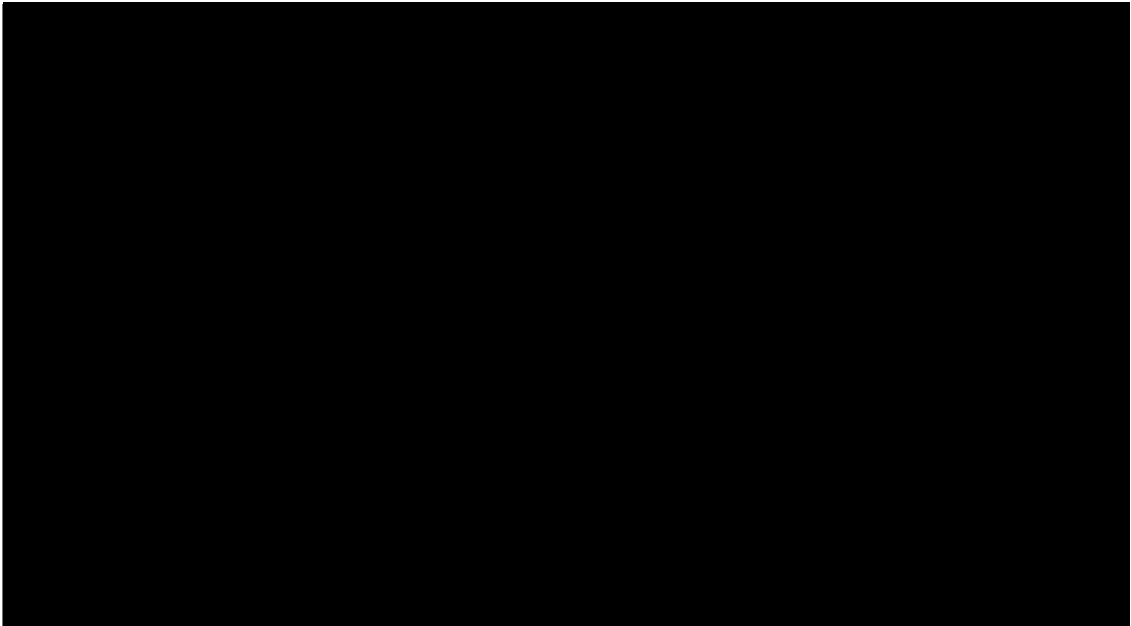
申立人

（資格） 告発人



池 田 忠 春





第1 罪名 背任

第2 不起訴処分年月日

令和5年3月31日（令和5年検第383号）

第3 不起訴処分をした検察官

奈良地方検察庁 検察官検事 山崎英司

第4 被疑者

（住所）〒639-1061

奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地安堵町役場内

（職業）令和2年度（令和2年4月1日から令和3年月31日まで）の安堵町

の

（氏名）

第5 被疑事実の要旨（今回の申立に際して補充した被疑事実の要旨）

奈良県生駒郡安堵町では、同和対策支援事業として、昭和63年8月30日時点において安堵町塵芥処理場にて産業廃棄物を処理していた同町同和地区産業廃棄物処理組合に対し、同組合の組合員がその事業活動に伴って生じた廃棄物を適正に処理するために業者に委託した経費の一部を補助するための補助金交付制度があるところ、組合員である排出対象事業者による産業廃棄物の排出、処理がないにもかかわらず、令和2年4月1日、同町役場にてなされた同組合名義の同日付補助金交付申請を、被疑者は、同申請受理担当者として受理し、専決により町長から権限を委ねられた者として、町長と同じく町の事務を誠実に管理し及び執行する任務があるのかかわらず、同申請者に利益を図る目的で、その任務に背いて専決授權による支出命令をし、令和2年9月から令和3年4月までの間、毎月27万0900円宛、計325万0800円を、同申請者指定の口座に振り込んで支出し、もって、同町に同額の損害を与えたものである。

第6 備考（本申立に至る経緯等）

- 1 前項記載の被疑事実は、令和4年11月19日の告発当時、被告発人不詳のため、同人の特定が不十分で、そのため、告発事実の記載が必ずしも十分とはいえなかった。
- 2 そして、令和5年3月31日付処分通知書には、被疑者として■■■■外4名が揚げられ、各人とも不起訴（嫌疑不十分）とされた。
- 3 しかるに今回、令和6年1月30に確定した奈良地方裁判所令和3年（行ウ）第26号公金違法支出損害賠償請求住民訴訟事件の判決において、同訴訟の提出証拠に基づいて当時の■■■■■についての下記事実が認定された。

記

ア 本件各支出命令は当時の安堵町の■■■■■がしたこと。

- イ 同課長は、本件支出命令について町長から専決処理の権限を受けたこと。
- ウ 町長は、補助金を交付するに当たっては、同制度を適正に処理する目的で定められた「安堵町産業廃棄物排出事業者に対する補助金交付要綱」の定める手続きに則って補助金交付決定を行うべき、補助対象産業廃棄物及び排出の有無等その申請の手続きや内容について、調査、確認すべき義務を負っているのに拘わらずこれに違反し交付決定をしたことが違法であること。
- エ 本件申請について、対象事業者による産業廃棄物の排出及び処理があったとは言い難いこと。
- オ 町担当者も十分それを知り得たこと。
- カ ■■■■■が令和2年4月1日付前記組合名義による補助金交付申請を受け付け、町長から専決処理を委ねられて交付決定に基づく令和2年9月から令和3年4月までの間、毎月27万0900円宛、計325万0800円を、申請書指定の口座に振り込んで支出したこと。
- キ 前記支出行為が違法であること。
- ク その結果、町に同額の損害が生じたこと。
- よって、少なくとも被疑者の嫌疑は明らかになったため、本申立に及ぶ次第である。

第7 不起訴処分を不当とする理由

上記民事訴訟で提出された下記証拠及び確定判決により、同人の嫌疑は明らかである。

(証拠)

- 1 上記住民訴訟判決正本（原本）
- 2 上記訴訟における原告ら提出の甲号証の証拠説明書（写し）
- 3 同訴訟に提出された甲第1～甲第8号証（写し）

- 4 上記訴訟における被告提出の乙号証の証拠説明書（写し）
- 5 同訴訟に提出された乙第1～乙第12号証（写し）

第8 添付書類

- ・ 申立人の委任状 1通
- ・ 前記証拠書類（写し） 各1通

以上